

令和5年度 子育て支援課事業計画

1 子育て支援事業

母性と乳幼児の健康保持及び増進を図るため、母子保健法並びに児童福祉法に基づき次の事業を行う。

(1) 母親学級・両親学級

母性科 (ウェルカム赤ちゃん教室) 妊娠、出産、育児についての学習
主に初産の妊婦及びその配偶者等が対象。2日間コース。

育児科 ア 楽しくスタート離乳食講座(離乳食の講話、試食)

おおむね5か月～6か月児の保護者が対象

イ 離乳食フェア(離乳食の展示等)

おおむね7か月～1歳6か月児の保護者が対象

(2) 妊婦歯科健康診査

歯科健診を希望する妊婦に個別医療機関で実施。

(3) 3～4か月児健康診査・産婦健康診査

対象 前月中に満3か月に達した乳児及び産後6か月以内の産婦。原則毎月第2・第3金曜日の午後実施(乳児健診として問診、計測、診察、集団・個別相談(保健・栄養)。産婦健診として必要な方に血圧測定、尿検査、個別相談。要精密検査者は、指定医療機関にて精密検査を実施。平成20年度より虐待予防の取組みとして、子育てアンケートを実施し、虐待予防検討会につなげる。

(4) 産後うつ支援事業

対象 3～4か月健診・産婦健診の結果、心理面で要支援とされた方。年24回の心理相談を実施。

(5) 1歳6か月児医科・歯科健康診査

対象 前月中に満1歳6か月に達した幼児。毎月第1・第3木曜日の午後実施。問診計測、診察、個別相談(保健・栄養・歯科・心理)。要精密検査者は、指定医療機関にて精密検査を実施。

(6) 1歳6か月児経過観察健康診査(心理相談)

対象 1歳6か月児健康診査の結果、心理面で要経過観察と診断された方。定期的に心理相談を実施。

(7) あそびの教室「くれよん」「ぱすてる」

対象 1歳6か月児・3歳児健康診査の結果、心理面、育児面等において経過観察の必要な親子。

くれよんは1クール6回×4クルールのグループ指導と個別相談を実施。ぱすてるは1クール5回×2クルールのグループ指導と個別相談を実施。評価会議を年6回実施する。

(8) 2歳児歯科健康診査（1歳6か月健診フォロー）

対象 前月中に満2歳に達した幼児。原則毎月第2・第4木曜日の午前実施。集団指導、問診、歯科健診、個別指導（栄養指導）。

(9) 3歳児医科・歯科健康診査

対象 前月中に満3歳に達した幼児。原則毎月第2・第4木曜日の午後実施。幼児期における身体、精神面にわたる総合的な健診。集団指導、個別指導、問診、計測、診察、個別相談（保健・栄養・歯科・心理）、視力・聴覚健診。

(10) 3歳児経過観察健康診査（心理相談）

対象 3歳児健康診査の結果、心理面で要経過観察と診断された方について定期的に心理相談を実施。

(11) 乳幼児歯科相談

1歳前後～未就学の幼児。毎月第1・第3木曜日の午前実施。

対象 転入などで歯科健康診査を受診できなかった方、歯科健診後経過観察が必要な方、その他相談を希望する方に実施（ただし、市の歯科相談から6か月を経過した方）。口腔内診査・歯科相談を実施。

(12) 歯科予防処置

市の歯科健診受診直後にその結果に基づき、希望者に予防処置（フッ素塗布）を予約制で毎週火曜日に実施。1口腔500円。

(13) 乳幼児経過観察健康診査

健診後、経過観察（継続的健診）の必要な乳幼児に対し、小児科医による健診、保健指導。

原則毎月第1水曜日に実施（予約制）。

(14) 乳幼児発達健康診査

健診後、発達の経過観察が必要な乳幼児に対し、小児神経学の専門医による健診、保健指導を実施。要精密検査者は、指定医療機関につなげる、療育機関の紹介等を行う。年間10回実施（予約制）。

(15) 育児相談

育児・お子さんについて心配や不安のある方に対し、保健師、助産師、管理栄養士による個別指導と計測を毎月第1金曜日に実施。

- (16) 妊産婦訪問指導
安心して出産、育児に臨むことができるよう妊娠中または産後1年を経過しない女性及び家族を対象に、保健師・助産師が訪問指導を実施。
- (17) 妊産婦・乳幼児保健指導
「生活保護世帯」「支援給付受給世帯」「住民税非課税世帯」の家庭を対象に保健指導票を発行。
- (18) 新生児訪問指導
おおむね生後28日（里帰り分娩等は、60日）を経過しない乳児を対象。保護者への保健指導、児の体重測定を実施。令和5年4月1日より、産後うつの早期発見目的にてE PDSを導入。
- (19) その他の健康診査 各指定医療機関にて健康診査
妊婦健康診査（14回）
妊婦子宮頸がん検診（平成28年度から実施）
妊婦H I V抗体検査（平成28年度から実施）
妊婦超音波検査（出産予定日の時点で満35歳以上の妊婦を対象としていたが、平成28年度から年齢制限を撤廃。また、令和5年4月1日より公費負担回数を1→4回に拡充した）
6か月児健康診査
9か月児健康診査
新生児聴覚検査（令和元年度から実施）
※多胎児の場合は妊婦健診の回数が多くなることもあるので、通常補助している14回分に加えて15回分以降の分を補助する多胎妊婦健診費用助成を開始する（令和5年10月開始予定）。
- (20) 母子保健連携会議
地域の母子保健関係者（周産期医療、保育、学校保健、育児支援、相談等に関わる者）が、母子への継続的なケアを充実・向上させることを目的とした情報交換会及び講習会を実施する。年1回。
- (21) 乳幼児健診未受診者支援事業
乳幼児健診等保健センターで実施する健診にこられなかった対象者に対し、虐待予防の観点から電話かけ、はがき等の送付をしても連絡の取れない場合、子ども家庭支援センターに情報提供する。
実態把握が困難な場合、「居住実態が把握できない児童及び家庭に対するガイドライン」に基づき、子ども家庭支援センターに情報提供を行うとともに、子ども家庭支援センターの職員と一緒に家庭訪問を実施する。（平成26年度から実施）
- (22) 子どもの食生活支援事業

子どもたちが健康的な食習慣を身につけることなどにより、生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送ることができるよう子どもの食育事業を実施する。

(23) こんにちは赤ちゃん事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師・助産師・看護師が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる。令和5年4月1日より、産後うつの早期発見目的にてEPDSを導入。

(24) 養育医療費助成事業

入院して養育を受ける必要があると医師が認めた乳児（0歳児）が対象となる。医療保険を適用して治療した場合の患者自己負担額が助成されるが、ご家族の収入に応じて、自己負担額の全部又は一部を負担していただく。（委任状の提出で「国立市こども医療費助成金」により振り替えるため、実質的負担はなし）

(25) 未熟児訪問指導事業

出生時体重が2,500グラム未満の乳児を対象。保健師等が訪問し、保護者からの相談及び保健指導をするとともに助成制度等の説明を実施する。

(26) 特定不妊治療費助成事業

医療保険が適用されず高額な医療費がかかる特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）を受ける方に対して、経済的負担軽減を図るため、東京都が実施している特定不妊治療費助成制度に加え、治療費の一部を助成。

(27) とうきょうママパパ応援事業

①妊婦全数面接

育児の孤立化による子育て世代の不安感や負担感の軽減の為、すべての子育て家庭に対して、妊娠期から専門職が関わり、不安を軽減し、妊娠期からの切れ目のない支援を行い、妊婦・乳幼児・保護者の心身の健康の保持増進を図ることを目的とする。

②産後ケア事業

出産後の支援が必要な産婦、乳児に対するケアを行う。

具体的には、医療機関等に委託し、①宿泊型、②デイサービス型、③アウトリーチ型、それぞれのサービス類型により実施する。

令和5年4月1日よりデイサービス型の事業所が1事業所増える。府中市の土屋産婦人科。令和4年度実績 宿泊型 延べ82件 デイ 延べ172件 アウトリーチ 11件。

③ファーストバースデーサポート事業

1歳の誕生日を迎えるお子さんがいるご家庭に子育てに関するアンケートを送付し、アンケートをご返送いただいた方に育児パッケージ（こども商品券等）を贈呈する。

アンケートで家庭状況の把握などを行い、相談支援体制を強化する。

④産前・産後サポート事業

不安を抱える妊産婦に保健師、看護師、助産師が電話やタブレットを使用して相談支援を行う。

(28) 東京都出産応援事業

これから出産・育児に臨む家庭を応援・後押しするため、子育て支援サービスの利用や育児用品等の購入に係る経済的負担を軽減する取組み。令和3年1月1日から令和5年3月31日までの間に出生した子どもに専用IDカードを送付し、ウェブサイトにて10万円相当のポイントを付与する。

※後述の「出産・子育て応援事業」に統合された。

(29) 出産・子育て応援事業（国立市子育て世帯伴走型支援事業）

これから出産・育児に臨む家庭を応援・後押しするため、「伴走型相談支援」として面談を最大3回、「経済的支援」としてギフトカードを2回支給する。

(30) 子どもの発達相談事業

発達に課題のある0～18歳の子ども、保護者、支援者に対して電話相談、来所相談を実施する。また、子どもの発達相談利用者のうち、より専門的な支援が必要なケースに関して、臨床心理士、言語聴覚士（ST）、作業療法士（OT）による個別専門相談を実施する。

(31) 発達支援グループ事業

発達に課題のある児の見守りと保護者支援・保護者間交流を目的とした小集団グループ事業。親子分離グループとし、子どもに対する遊びのプログラムと、保護者に対する専門家によるプログラム（子どもへの対応の仕方、情報提供、交流等）を実施。

(32) 巡回相談事業

発達に課題を抱える児の保育等を行う市内の保育園・幼稚園・学童保育所の施設に専門家を派遣し、児への対応等に関するスタッフの不安や疑問を解消し、施設における児の健やかな成長発達を促進する。

(33) 子育てプログラム事業

子どもの特性や対応について悩みを持つ保護者等を対象に、自分の子どもや子育てについて改めて振り返ることにより子どもへの対応方法を学び、子育てへの自信を深める講座を実施する。2歳～未就学児を持つ保護者と小学生を持つ保護者に分けて実施。

(34) 児童発達支援センター運営支援事業

市内で児童発達支援センターを運営する社会福祉法人に対して補助金を支出する。

(35) 乳幼児身体発育調査

厚生労働省からの委託事業として、乳幼児身体発育曲線の根拠となる「乳幼児身体発育調査」を令和5年9月に市町村で実施する。

2 予防接種事業

予防接種は、感染の恐れのある疾病の発生及びそれらのまん延、重症化を予防するため

の措置として定期予防接種及び任意予防接種を実施。

(1) 定期予防接種

四種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ）、三種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風）、二種混合（ジフテリア・破傷風）、麻しん・風しん、水痘、日本脳炎、BCG、ポリオ、ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん)、インフルエンザ菌b型（ヒブ）、小児用肺炎球菌、B型肝炎、ロタウイルスの予防接種を指定医療機関で実施。

昭和37年4月2日～昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象に風しん予防接種を指定医療機関で実施（抗体検査も助成対象）（令和元年度から6年度までの実施予定）。

※令和5年4月より ヒトパピローマウイルスワクチンとしてシルガード9（9価ワクチン）が公費で受けられるようになっている。

※ヒトパピローマウイルスワクチンキャッチアップ接種

ヒトパピローマウイルスワクチンの積極的勧奨の差控えにより、接種機会を逃した平成9年度生まれから平成17年度生まれまでの女子に対して、公平な摂取機会を確保する観点から、時限的に、定期接種の特例（キャッチアップ接種）として、令和4年度より定期接種の対象年齢を超えて接種を可能としている。

(2) 任意予防接種助成事業

① 19歳以上の妊娠を希望又は予定している女性とその同居者、ならびに、妊婦とその同居者を対象として、先天性風しん症候群対策に伴う予防接種事業。

風しんの予防接種を指定医療機関で実施。

②小児のインフルエンザ予防接種費用助成事業

生後6箇月から6歳に達する日以後の最初の3月31日までにいる方を対象に、年度に2回を上限に1,000円を助成する。

※令和5年度は10月から翌年1月までの実施を予定している。

(3) 予防接種健康被害者救済対策事業【子育て支援課】【健康増進課】

定期予防接種による健康被害者に対し、予防接種法に基づき障害年金等を支給する。